

## 台風 19 号に伴う労働関係の主な支援策

- ① 雇用保険の特例措置（労働者向け） → 別紙 1  
【お問い合わせ】公共職業安定所  
災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。
- ② 雇用調整助成金の特例（事業主向け） → 別紙 2  
【お問い合わせ】公共職業安定所  
台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。
- ③ 労働保険料等の納付猶予（事業主向け） → 別紙 3  
【お問い合わせ】福島労働局 労働保険徴収室  
労働保険料等を一時に納付できない方のために猶予制度があります。
- ④ 賃金などの労働条件について、使用者が守らなければならないことを Q & A にまとめました（事業主向け）  
▶検索ワード：賃金などの労働条件  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00067.html)
- ⑤ 相談窓口 → 別紙 4
  - (1) 特別労働相談窓口（事業主・労働者向け）
    - ① 労働基準監督署：労働条件、労災補償 など
    - ② 公共職業安定所：雇用保険の特例給付 など
    - ③ 福島労働局：妊娠、出産、育児休業等に関連するハラスメントなど
  - (2) 被災学生向け特別窓口  
福島・郡山新卒応援ハローワーク：就職活動、求人情報 など
- ⑥ 厚生労働省では、以下のリンク先に「令和元年台風第 19 号について」支援メニューを掲載しています（事業主・労働者向け）  
▶検索ワード：厚生労働省 台風 19 号  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00071.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00071.html)

令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る被害により休業している事業主の皆様へ  
～災害救助法指定地域における雇用保険の特例措置のお知らせ～

## 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）  
が、雇用保険の失業手当を受給できる特別措置があります。

- 雇用保険に 6 ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワーク  
に来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。  
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークに  
ご相談ください。)

### ※制度利用にあたっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険  
被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません  
ので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。



厚生労働省 福島労働局 ハローワーク

## 福島労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク		所在地	電話番号
中通り地方	福島労働局職業安定部 職業安定課雇用保険係	〒960-8021 福島市霞町 1 番 46 号 福島合同庁舎 4 階	024-529-5389
	ハローワーク福島	〒960-8589 福島市狐塚 17-40	024-534-4121
	ハローワーク二本松	〒964-0906 二本松市若宮 2-162-5	0243-23-0343
	ハローワーク郡山	〒963-8609 郡山市方八町 2-1-26	024-942-8609
	ハローワーク須賀川	〒962-0865 須賀川市妙見 121-1	0248-76-8609
	ハローワーク白河	〒961-0074 白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎	0248-24-1256
会津地方	ハローワーク喜多方	〒966-0853 喜多方市字千苺 8374	0241-22-4111
	ハローワーク会津若松	〒965-0877 会津若松市西栄町 2-23	0242-26-3333
	ハローワーク南会津	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字行司 12	0241-62-1101
浜通り地方	ハローワーク相馬	〒976-0042 相馬市中村 1-12-1	0244-36-0211
	ハローワーク相双	〒975-0032 南相馬市原町区桜井町 1-127	0244-24-3531
	ハローワーク富岡	〒979-1111 双葉郡富岡町大字小浜字大膳町 109-1	0240-22-3121
	ハローワークいわき	〒970-8026 いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎	0246-23-1421
	ハローワーク小名浜	〒971-8111 いわき市小名浜大原字六反田 65-3	0246-54-6666
	ハローワーク勿来	〒974-8212 いわき市東田町 1-28-3	0246-63-3171

## 台風15号・19号の災害に伴い 雇用調整助成金の特例を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

**【特例内容】**(台風に伴う「経済上の理由」により休業等を行う事業主が対象です。)

休業等の初日が、台風15号の影響による場合は令和元年9月9日から令和2年3月8日まで、台風19号の影響による場合は令和元年10月12日から令和2年4月11日までの場合に適用します。

### ① 災害発生日に遡っての休業等計画届の提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、台風15号の影響による休業等については令和元年9月9日以降、台風19号の影響による休業等については令和元年10月12日以降に初回の休業等がある計画届について、令和2年1月20日までに提出いただければ、休業等の前に届け出られたものとします。

### ② 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

### ③ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします。

標記の災害発生時において起業後1年未満の事業主については、生産指標を災害発生時直前の指標と比較します。

### ④ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

### 【台風に伴う「経済上の理由」とは】

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

### 【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,335円が上限です。(令和元年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

### ◆受給手続き◆（下の表参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 災害発生日まで遡って災害に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年1月20日までに提出されたものについて、休業等の前に届け出られたものとして取扱います。
- 遡らない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

## 【 特例対象期間のイメージ図 】

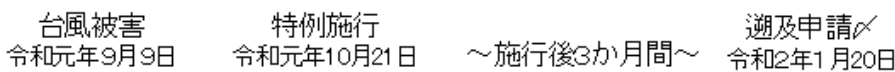
### 台風15号

- ①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（災害発生時～6か月）



※休業対象期間の初日が被災日以降6か月間は、生産量の減少の確認について最近1か月でよく、雇用量要件は考慮しません。

- ②計画届の遡及適用（施行日以降～3か月）



※施行日以降3か月間においては、災害発生日まで休業期間を遡って計画届を提出できます。

#### 【補足】

遡及申請適用済以後においては、休業を行う場合、通常通りの事前申請となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年3月8日まで適用されます。  
済が休業日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

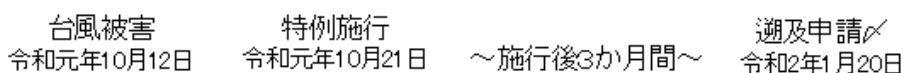
### 台風19号

- ①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（災害発生時～6か月）



※休業対象期間の初日が被災日以降6か月間は、生産量の減少の確認について最近1か月でよく、雇用量要件は考慮しません。

- ② 計画届の遡及適用（施行日以降～3か月）



※施行日以降3か月間においては、災害発生日まで休業期間を遡って計画届を提出できます。

#### 【補足】

遡及申請適用済以後においては、休業を行う場合、通常通りの事前申請となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年4月11日まで適用されます。  
済が休業日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

「令和元年台風第 19 号に係る被害に伴う労働保険料等の  
納付猶予を希望される事業主のみなさまへ」

福島労働局

災害によって事業財産に損失を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。

**1 対象となる事業主**

令和元年台風第 19 号に係る被害により、事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね 20%以上）を受けた事業主の方が対象になります。

**2 対象となる労働保険料等**

上記 1 の事業主の方のうち、損失を受けた日以後 1 年以内に納付する額が確定している労働保険料等（労働保険料、特別保険料及び一般拠出金）の全部又は一部が対象となります。

**3 必要となる手続き**

納付の猶予を受けるためには、福島労働局又は県内の労働基準監督署に「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出していただく必要がございます。

**4 必要書類の入手方法**

申請に必要な「納付猶予申請書」及び「被災明細書」は、福島労働局又は県内の労働基準監督署にございます。

また、福島労働局ホームページからダウンロードすることも可能です。

必要な書類を紛失した場合及びその他ご不明な点等につきましては、福島労働局又は最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

# 台風19号に伴う 特別労働相談窓口

## ■労働基準監督署

(事業主の方へ)

- ・労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談
- ・復旧工事に係る安全及び労働者の健康に関する相談

(労働者の方へ)

- ・賃金等労働条件に関する相談
- ・労災補償給付等に関する相談
- ・退職、解雇、労働条件引下げに関する相談

福島	024-536-4611
郡山	024-922-1370
いわき	0246-23-2255
会津	0242-26-6494
須賀川	0248-75-3519
白河	0248-24-1391
喜多方	0241-22-4211
相馬	0244-36-4175
富岡	0240-22-3003

## ■労働局

- ・妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いやハラスメントに関する相談
- ・育児休業、介護休業等に関する相談

雇用環境・均等室	024-536-4609
----------	--------------

## ■ハローワーク（公共職業安定所）

- ・事業所の助成金（休業）に関する相談
- ・雇用保険の特例給付に関する相談

福島	024-534-4121
いわき	0246-23-1421
小名浜	0246-54-6666
勿来	0246-63-3171
会津若松	0242-26-3333
南会津	0241-62-1101
喜多方	0241-22-4111
郡山	024-942-8609
白河	0248-24-1256
須賀川	0248-76-8609
相双	0244-24-3531
相馬	0244-36-0211
富岡	0240-22-3121
二本松	0243-23-0343

□対応時間 8:30～17:15（平日）

